

2063

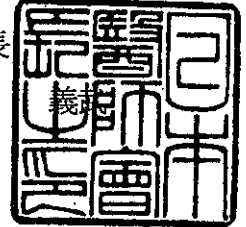


日医発第762号（広情53）

平成24年11月2日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉

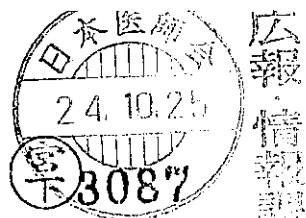


平成24年の医師の届出及び調査について（依頼）

厚生労働省では、医師届出表による「医師の届出及び調査」を2年毎に実施しております。

この度、「医師の届出及び調査」の実施にあたり、「別添写」の通りの協力方要請がありました。本会は検討の結果、従来と同様に協力することと致しました。

つきましては、貴会におかれましては、本調査のご協力方よろしく御高配を賜りたくお願い申し上げます。

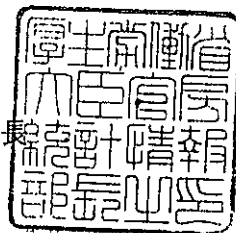


社団法人 日本医師会会長 殿

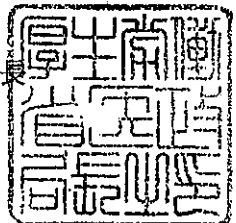


統 発 1 0 2 4 第 2 号
医 政 発 1 0 2 4 第 2 号
平 成 2 4 年 1 0 月 2 4 日

厚生労働省大臣官房統計情報部長



厚生労働省医政局長



平成24年の医師の届出及び調査について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項の規定により義務づけられた医師の届出及びこれに基づく統計法（平成19年法律第53号）第19条による統計調査の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしておりますので、貴会会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、病院、診療所、大学、研究機関等に従事する医師に対してはこれらの施設を通じ、その他の医師に対しては保健所を通じて配布することとしております。

記

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1 届出義務のある者 | 我が国の医籍に登録されている医師 |
| 2 届出事項 | 平成24年12月31日現在の別紙届出票に係る事項 |
| 3 届出先 | 従業地の保健所又は住所地の保健所 |
| 4 届出の期限 | 平成25年1月15日 |

医師届出票

第二号書式(第六条関係)

(平成24年12月31日現在)

(1) 住所	〒□□□□-□□□□				都道府県	市郡	区	町村	番地	番号
(2) 氏名	ふりがな						電話	市外局番 (- -)		
(3) 性別	1 男・2 女		(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年		月	日		
(5) 医登録番号	第	号	(6) 医籍登録年	月	日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年		月	日
(7) 主に従事している施設及び業務の種類	施設の種別		業務の種類							
	診療所		1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者							
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)		3 病院の開設者又は法人の代表者 4 病院の勤務者							
	医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)		5 医育機関の臨床系の教官又は教員 6 医育機関の臨床系の大学院生 7 医育機関の臨床系の勤務者で5及び6以外の者(医員、臨床研修医、その他) 8 医育機関の臨床系以外の大学院生 9 医育機関の臨床系以外の勤務者で8以外の者(教官、教員、その他)							
	介護老人保健施設		10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者							
	上記以外の施設		12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 13 行政機関の従事者 14 12及び13以外の産業医 15 上記以外の保健衛生業務の従事者							
	その他		16 その他の業務の従事者 17 無職の者							
(8) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他									
(9) 従事先の名称	ふりがな						電話	市外局番 (- -)		
(10) 従事先の所在地	〒□□□□-□□□□									
(11) 従事する診療科名等	I	01 内科		02 呼吸器内科		03 循環器内科				
		04 消化器内科(胃腸内科)		05 腎臓内科		06 神経内科				
		07 糖尿病内科(代謝内科)		08 血液内科		09 皮膚科				
	II	10 アレルギー科		11 リウマチ科		12 感染症内科				
		13 小児科		14 精神科		15 心療内科				
16 外科		17 呼吸器外科		18 心臓血管外科						
19 乳腺外科		20 気管食道外科		21 消化器外科(胃腸外科)						
III	22 泌尿器科		23 肛門外科		24 脳神経外科					
	25 整形外科		26 形成外科		27 美容外科					
	28 眼科		29 耳鼻いんこう科		30 小児外科					
IV	31 産婦人科		32 産科		33 婦人科					
	34 リハビリテーション科		35 放射線科		36 麻酔科		主たる診療科名の番号(1つ)			
37 病理診断科		38 臨床検査科		39 救急科						
V	40 臨床研修医		41 全科		42 その他 ()					

<p>(12) 取得している 広告可能な医 師の専門性 に関する資格名</p> <p>取得しているすべての 資格名の番号を○で囲 むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格を指す。 資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。 なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="368 255 424 472">I</td> <td data-bbox="424 255 794 472"> 01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医 </td> <td data-bbox="794 255 1165 472"> 02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医 </td> <td data-bbox="1165 255 1485 472"> 03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 472 424 658">II</td> <td data-bbox="424 472 794 658"> 17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医 </td> <td data-bbox="794 472 1165 658"> 18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医 </td> <td data-bbox="1165 472 1485 658"> 19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 658 424 741">III</td> <td data-bbox="424 658 794 741"> 31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医 </td> <td data-bbox="794 658 1165 741"> 32 放射線科専門医 35 救急科専門医 </td> <td data-bbox="1165 658 1485 741"> 33 麻酔科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 741 424 994">IV</td> <td data-bbox="424 741 794 994"> 36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医 </td> <td data-bbox="794 741 1165 994"> 37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期（新生児）専門医 55 一般病院連携精神医学専門医 </td> <td data-bbox="1165 741 1485 994"> 38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医 </td> </tr> </table>	I	01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医	02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医	03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医	II	17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医	18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医	19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医	III	31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医	32 放射線科専門医 35 救急科専門医	33 麻酔科専門医	IV	36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医	37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期（新生児）専門医 55 一般病院連携精神医学専門医	38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医
I	01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医	02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医	03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医														
II	17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医	18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医	19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医														
III	31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医	32 放射線科専門医 35 救急科専門医	33 麻酔科専門医														
IV	36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医	37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期（新生児）専門医 55 一般病院連携精神医学専門医	38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医														
<p>(13) 本届出票の 活用に対する 同意確認</p>	<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した 情報の全部又は一部を、従事先の所在地の都道府県に提供されることに同意する 場合には、右欄に○を付けること。</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td style="text-align: center;">同意欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	同意欄															
同意欄																	
<p>(14) 備 考</p>	<p> </p>																

提出期限
翌年1月15日

医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) 住所 必ず住所の郵便番号を郵便番号欄に記入する。
- (2) 氏名 医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し「(4)備考」欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。
- (5) 医籍登録番号 医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。
例 第123号の場合 →

第	0	0	0	/	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---
- (6) 医籍登録年月日 医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 主に従事している施設及び業務の種別 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

診療所	1 診療所の開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者
	2 診療所の勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者（臨床研修医を含む。）
病院	3 病院の開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者
	4 病院の勤務者	医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者（臨床研修医を含む。）
医育機関	5 医育機関の臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（教授、准教授、講師、助教等）
	6 医育機関の臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	7 医育機関の臨床系の勤務者で5及び6以外の者(医員、臨床研修医、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（医員、臨床研修医、医局員(有給・無給に関わらず。)、研究生等）
	8 医育機関の臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者
	11 介護老人保健施設の勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
上記以外の施設	12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者（教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等）
	13 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	14 12及び13以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
その他	15 上記以外の保健衛生業務の従事者	社会保険診療報酬支払基金、血液センター、生命保険会社（嘱託医）等の保健衛生業務に従事している者
	16 その他の業務の従事者	1～15に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者（会社役員等）
	17 無職の者	職業に従事していない者、休業中、病気療養中等

- (8) 主たる業務内容 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～15に該当する者は、必ず記入する。「管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。
- (9) 従事先の名称 } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～15に該当する者は、(7)で○を囲んだ
(10) 従事先の所在地 } 施設について必ず記入する。
必ず所在地の郵便番号を郵便番号欄に記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (11) 従事する診療科名等 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～7に該当する者は、必ず記入する。
複数の診療科に従事している場合には、その診療科すべての番号を○で囲む。該当する診療科名が選択番号にない場合は、最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む。
- II 「18 心臓血管外科」 循環器外科に従事する者を含む。
- IV 「40 臨床研修医」 医師法第16条の2の規定により、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、卒後2年間の臨床研修を受けている者。
- IV 「41 全科」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。
- V 「42 その他」 01～41に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。(健康管理等)
- 主たる診療科名の番号 (1つ) 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つ、2桁で記入する。
例 ① 内科
⑨ 皮膚科 主たる診療科が①内科の場合 →
- | 主たる診療科名の番号(1つ) | |
|----------------|---|
| 0 | / |
- (12) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名 01～55に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格を取得している場合に該当する資格名の番号を○で囲む。複数の資格を取得している場合には、その資格名すべての番号を○で囲む。
01～55の資格名は「医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名である。
- (14) 備考 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。
歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「歯科医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

必ず医師届出票を切り離した状態で
原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。
ただし、「(10)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」(<http://licenseif.mhiw.go.jp/search/>)に氏名等が掲載されません。

参考：平成22年12月31日現在の届出医師数は、下記のとおりとなっています。

総数 295,049人(病院に従事している者 180,966人、診療所に従事している者 99,465人、その他の者 14,618人)